

議第14号

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の</u></p>

2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、
これらの規定により本市に住所を有するも
のとみなされた国民健康保険の被保険者で
あつた被保険者

附 則

附 則

(平成 20 年度における被扶養者であつた被
保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成 20 年度における被扶養者であつた被
保険者（法第 99 条第 2 項に規定する被扶養
者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に
係る普通徴収の方法によって徴収する保険料
の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず
、10 月から翌年 3 月までの間の毎月月末ま
でとする。ただし、12 月にあつては、25
日までとする。

3 平成 20 年度において、被扶養者であつた
被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収
する保険料の納期について第 4 条第 3 項の規
定を適用する場合においては、同項中「市長
が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以
後における市長が別に定める時期とする」と
する。

(延滞金の割合の特例)

(延滞金の割合の特例)

4 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。